

## ビュー 法人カードレスサービス特約

ビューコーポレートカード会員規約（以下、「原規約」といいます。）の特約として、ビュー 法人カードレスサービス特約（以下、「本特約」といいます。）を定めます。

### 第1条（ビュー 法人カードレスサービス）

ビュー 法人カードレスサービス（以下、「カードレスサービス」といいます。）とは、当社がビューコーポレートカードの追加的機能として提供する決済サービスのことで、企業間における物品やサービスの購入を、ビューコーポレートカード決済の対象に取り込むための仕組みをいいます。

### 第2条（適用範囲）

1. 本特約は、本特約を承認のうえ、カードレスサービスに申込みされ、当社が認めた法人会員（以下、「カードレス法人会員」といいます。）及びカードレスサービスの使用者（以下、「カードレス使用者」といいます。）に適用がありません。
2. カードレス法人会員が指定した特定の部署に所属する従業員が、カードレス使用者となることができます。当社はこれら従業員が誰に該当するかについて、調査し把握する責任を負いません。
3. 本特約に定めのない事項については原規約の適用があるものとし、その場合は「法人会員」を「カードレス法人会員」に、「カード使用者」を「カードレス使用者」に読み替えます。また、本特約に定める事項について、その内容が原規約と異なる場合は、本特約が優先します。

### 第3条（契約の成立）

カードレスサービスの利用契約は、当社が所定の審査のうえ適格と認めたときに、当社とカードレス法人会員との間に限り成立します。

### 第4条（カードレスサービス関連情報）

1. カードレスサービスにおいてはクレジットカードの発行がありません。クレジットカードの発行に代えて、カードレスサービス会員情報、有効期限、セキュリティコード等のカードレスサービス関連情報を発行します。
2. カードレス使用者以外の者にカードレスサービス会員情報を使用させることはできません。それ以外の者に使用させた場合でも、カードレス法人会員はその支払い責任を逃れることができません。
3. カードレスサービス会員情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意

をもって管理するものとし、管理の懈怠によりカードレス使用者以外の者が使用することとなった場合であっても、カードレス法人会員はその支払い責任を逃れることができません。

#### 第5条（利用期限）

カードレスサービスには、ビューコーポレートカードとは別に利用期限が定められ、当社が引き続き適当と認めた場合は、利用期限を更新します。

#### 第6条（年会費）

カードレス法人会員は、ビューコーポレートカードの利用とは別にカードレスサービスの利用にかかる年会費を当社に対し支払うこととします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

#### 第7条（暗証番号）

カードレスサービスにおいては、暗証番号は発行されません。

#### 第8条（カードレスサービスの利用）

カードレスサービスは、インターネットを通じた物品やサービスの購入等の非対面取引についてのみご利用いただけます。なお、対面取引においてご利用があった場合についても、お支払いの義務が生じます。

#### 第9条（ご利用可能枠）

1. カードレスサービスの利用可能枠は、当社が定めた金額とし、カードレス法人会員に通知します。  
また、カードレスサービスのお支払い実績等を勘案し、当社が必要と認めた場合は、当社はカードレス法人会員に通知することなく、いつでも利用可能枠を変更できるものとし、ます。
2. 当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードレスサービスを利用してはならないものとし、また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えて利用があった場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

#### 第10条（カードレスサービス会員情報の漏洩）

1. カードレスサービス会員情報をカードレス使用者以外の者が知ることになった（漏洩）、又は漏洩のおそれがある場合は、すみやかに当社に届け出るものとし、ます。
2. 漏洩の結果、使用権限のない者の利用に至った場合は、その使用代金はカー

ドレス法人会員の支払うところとします。

3. 前項にかかわらず、第1項の届け出があった場合は、次のいずれにも該当しない場合に限り、カードレス法人会員は、他人が使用することによって生じた損害について、免責されるものとします。
  - (1) カードレス法人会員又はカードレス使用者の故意又は重大な過失に起因する場合。
  - (2) 当社が、第1項の通知を受理した日の前日から起算して61日前の日以前に生じた損害の場合。
  - (3) 本特約に違反している状態において、カードレスサービス会員情報がカードレス使用者以外の者の知るところとなった場合。
  - (4) 当社の請求する書類を提出しなかった場合又は提出した書類に不正の表示がある場合。
  - (5) 被害状況の調査等に協力がいない場合。

#### 第11条（カードレスサービス会員情報の再発行）

1. 当社は、当社所定の方法に従ってカードレス法人会員からの求めがあった場合、カードレスサービス関連情報及びセキュリティーコードを再発行します。ただし、当社が再発行の必要性がないものと合理的に判断した場合は除きます。
2. 前項により、カードレスサービス関連情報及びセキュリティーコードを再発行する場合は、当社所定の再発行手数料（消費税等を含みます。）をご負担いただきます。
3. 当社は、当社におけるカードレスサービス関連情報及びセキュリティーコードの管理、保護等のため業務上必要と判断した場合、これらを変更して再発行することができるものとします。

#### 第12条（サービスの利用停止）

カードレス法人会員は、当社所定の手続きを経て、カードレスサービスの利用を辞めることができます。

#### 第13条（特約の遵守）

カードレス法人会員は、カードレス使用者が本特約を知るように努めるものとします。

以上